

(計量証明事業者への適合命令の処分基準)

計量法

(認定)

第二百一十一条の二 特定計量証明事業（第七条第二号に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣又は経済産業大臣が指定した者（以下「特定計量証明認定機関」という。）に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

- 一 特定計量証明事業を適正に行うに必要な管理組織を有するものであること。
- 二 特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力を有するものであること。
- 三 特定計量証明事業を適正に行うに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

計量法施行規則

(認定の区分)

第四十九条の二 法第二百一十一条の二の経済産業省令で定める事業の区分（以下「認定の区分」という。）は、次のとおりとする。

- 一 大気中のダイオキシン類
- 二 水又は土壌中のダイオキシン類
- 三 大気中の一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ一四・七メタノール一Hインデン（別名クロルデン）、一・一・一・一トリクロロ一・二・二ビス（四クロロフェニル）エタン（別名DDT）又は一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一三a・四・七・七aテトラヒドロ一四・七メタノール一Hインデン（別名ヘプタクロル）
- 四 水又は土壌中の一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一・三・三a・四・七・七aヘキサヒドロ一四・七メタノール一Hインデン（別名クロルデン）、一・一・一・一トリクロロ一・二・二ビス（四クロロフェニル）エタン（別名DDT）又は一・四・五・六・七・八・八一ヘプタクロロ一三a・四・七・七aテトラヒドロ一四・七メタノール一Hインデン（別名ヘプタクロル）